

岐阜県立国際園芸アカデミー学則

制定 平成15年10月 1日

岐阜県立国際園芸アカデミー学則を次のように定める。

岐阜県立国際園芸アカデミー管理者 岐阜県農林水産局長

改正 平成18年 3月 2日 農園第 382号

改正 平成19年 3月 9日 農園第1211号

改正 平成19年 8月27日 農園第 650号

改正 平成20年 3月 6日 農園第1335号

改正 平成25年 3月27日 農園第1584号

改正 平成31年 3月15日 農園第1355号

改正 令和 2年 2月28日 農園第1251号

改正 令和 4年 1月28日 農園第1263号

改正 令和 4年 3月28日 農園第1903号

改正 令和 7年 3月31日 農園第1718号

目次

第1章 総則

第1節 目的及び使命（第1条・第2条）

第2節 組織（第3条—第7条）

第3節 職員組織（第8条—第10条）

第4節 教職員会議及び委員会等（第11条—第13条）

第2章 人材育成部門

第1節 学年、学期及び休業日（第14条—第16条）

第2節 修業年限及び在学期間（第17条—第19条）

第3節 教育課程及び履修方法（第20条—第28条）

第4節 入学（第29条—第38条）

第5節 進級（第39条）

第6節 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍（第40条—第46条）

第7節 修了及び称号（第47条—第49条）

第8節 表彰及び懲戒等（第50条・第51条）

第9節 科目等履修生（第52条）

第10節 研究生（第53条）

第11節 授業料、入学金及び入学試験料（第54条・第55条）

第12節 健康診断及びスクールカウンセリング（第56条・第57条）

第3章 出版物その他（第58条・第59条）

附則

第1章 総則

第1節 目的及び使命

（目的及び使命）

第1条 本学は、花と緑に関する専門的かつ総合的な知識及び技術を有する人材を育成することにより、花と緑の産業の発展及び文化の振興を促進し、健康でこころ豊かな生活を創造することを目的とする。

（学校評価）

第2条 本学は、教育水準の一層の向上を図り、本学の目的及び使命を達成するために、本学が行う教育的活動等の状況について、自己評価及び学校関係者による評価を行うものとする。

2 学校評価に関し必要な事項は、別に定める。

第2節 組織

(人材育成部門)

第3条 本学に、人材育成部門を置く。

(学科)

第4条 本学の人材育成部門に、マイスター科を置く。

(定員)

第5条 本学の学科における定員は、次の表のとおりとする。

区 分	入学定員	総 定 員
マイスター科	20人	40人

- 2 学長は、必要があると認めるときは、教職員会議の議を経て、前項の入学定員及び総定員を超えた学生の入学を許可することができる。

(専攻コース)

第5条の2 マイスター科に花き生産コース、花き装飾コース及び造園緑化コースを置く。

- 2 学生は、第1学年後学期から、いずれかの専攻コースに所属するものとする。
3 専攻コースに関し必要な事項は、別に定める。

(生涯学習部門)

第6条 本学に、生涯学習部門を置く。

- 2 生涯学習部門に関し必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第7条 本学に、総務課管理調整係及び教務課教務係を置く。

第3節 職員組織

(職員)

第8条 本学に、学長及び教員のほか、事務職員、技術職員、その他の所要の職員を置く。

- 2 前項に規定する職員の職務は、岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則（平成15年岐阜県教育委員会規則第8号、以下「管理運営規則」という。）及びその他の法令の定めるところによる。
3 学長及び教員は、学科の教育研究に支障がない限りにおいて、生涯学習部門の授業等を行うことができる。

(学科主任)

第9条 マイスター科に学科主任を置く。

- 2 学科主任は、当該学科に関する事項を掌握する。

(部門主任)

第10条 生涯学習部門に、生涯学習部門主任を置く。

- 2 生涯学習部門主任は、生涯学習部門に関する事項を掌握する。

第4節 教職員会議及び委員会等

(教職員会議)

第11条 本学に、教職員会議を置く。

- 2 教職員会議に関し必要な事項は、別に定める。

(学校運営会議)

第12条 本学に、学校運営会議を置く。

2 学校運営会議に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会等)

第13条 本学に、委員会その他必要な会議（以下「委員会等」という。）を置くことができる。

2 委員会等に関し必要な事項は、別に定める。

第2章 人材育成部門

第1節 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年は、次の2学期に分ける。

- 一 前学期 4月1日から9月30日まで
- 二 後学期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第16条 授業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - 三 前二号に掲げるもののほか、春季、夏季及び冬季において、年間120日を越えない範囲内で学長が定める日
- 2 学長は、必要があると認めるときは、教職員会議の議を経て、前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定めることができる。
- 3 第2項の規定に基づき前項の休業日を臨時に変更し、又は臨時の休業日を定める場合、学長は管理運営規則第4条に規定する「アカデミーを管理する者」（以下「管理者」という。）に直ちに報告しなければならない。

第2節 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第17条 マイスター科の修業年限は、2年とする。

(修業年限の通算)

第18条 本学の科目等履修生として一定の授業科目の授業時数を履修し、成績の評価がなされた者が本学に入学（第35条及び第36条の規定による再入学、転入学を含む。以下、この条において同じ。）する場合において、当該授業時数の修得により教育課程の一部を履修したと認められるとき（授業科目の履修が体系的で、正規の学生と同様の教育効果を上げていると認められる場合に限る。）は、第24条の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該授業時数その他必要と認める事項を勘案して定める期間を、教職員会議の議を経て修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、前条に規定する修業年限の2分の1を超えてはならない。

(在学期間の上限)

第19条 本学に在学できる期間は4年とする。

2 第35条及び第36条の規定に基づき再入学及び転入学した学生は、第38条の規定に基づき定められた在学すべき期間の2倍の期間を超えて在学することができない。

第3節 教育課程及び履修方法

(教育課程の編成方針及び編成方法)

第20条 人材育成部門の教育上の目的を達成するために、必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程は、各授業科目を各年次に適切に配当して編成するものとする。

(授業時数)

第21条 授業時数の1単位時間は、45分とする。

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習及び実技のいずれかにより、若しくはこれらの併用により行うものとする。

(修了の要件となる授業時数)

第23条 マイスター科の修了の要件となる授業時数は、1,800時間とする。

(入学前の大学等における既履修単位等の認定)

第24条 教育上有益と認められるときは、学生が入学する前に、短期大学、大学及び大学院（外国の大学院、大学又は短期大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）若しくは専修学校及び農業改良助長法に基づく農業者研修教育施設（農業大学校等の修業年限が2年以上のものに限る。）において履修した授業科目について修得した授業時数（科目履修生として修得した授業時数を含む。）を教職員会議の議を経て、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認められるときは、別に定める検定試験等における学生の成績に応じ、教職員会議の議を経て、本学における授業科目を履修したものとみなすことができる。

3 前2項の規定により修得したものとみなす授業科目の時数の総数は、本学の修了に必要な授業時数の2分の1を超えることができない。

4 入学前の大学等における既履修単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(履修方法)

第25条 学生は、履修しようとする授業科目について、各学期の授業開始後2週間以内に履修届書を学長に提出しなければならない。

2 履修方法に関し必要な事項は、別に定める。

(成績評価)

第26条 授業科目を履修し、成績評価によって合格と判定された者は、当該授業科目の授業時数を修得したものとする。

2 授業科目の成績評価は、各学期末に行う試験、実習等の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。ただし、授業科目により、報告書の提出又は平素の成績によって判定することができる。

3 授業科目の成績は、A、B、C、Dの四種類の評語をもって表し、A、B、Cを合格とする。

4 授業科目の出席時数が別に定める当該授業科目の授業時間数の3分の2に達しない者は、当該授業科目の成績評価を受けることができない。

5 成績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(授業時数の単位数への換算)

第27条 各授業科目の単位数は、次の基準により算定するものとする。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業研究、卒業制作等の授業科目の授業時数については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数に換算するものとする。

(始業及び終業)

第28条 本学の始業及び終業は以下のとおりとする。

- 一 始業時刻については、9時とする。
- 二 終業時刻については、16時30分とする。

第4節 入学

(入学資格)

第29条 本学に入学することができる者は次のいずれかに該当する者とする。

区 分	入 学 資 格
マイスター科	一 高等学校又は中等教育学校を卒業した者 二 特別支援学校の高等部又は高等専門学校の3年次を修了した者 三 通常の課程による12年間の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。) 四 外国において、学校教育における12年間の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者 五 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者 六 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。) 七 指定された専修学校の高等課程(文部科学大臣指定専修学校高等課程一覧)を修了した者 八 その他本学において前各号に準ずる学力を有すると認めた者

(入学の時期)

第30条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、第35条に規定する再入学及び第36条に規定する転入学については、学期の始めとすることができる。

(入学の志願)

第31条 本学へ入学を志願する者は、別に定める入学願書その他の書類に必要事項を記入し、岐阜県立国際園芸アカデミー条例(平成15年岐阜県条例第40号。以下「条例」という。)で定める入学試験料を添えて、指定期日までに提出しなければならない。ただし、岐阜県立国際園芸アカデミー授業料等に関する規則(平成15年岐阜県規則第107号。以下「授業料等規則」という。)に基づき、知事が入学験料を免除する場合は、この限りでない。

(合格者の決定)

第32条 学長は、前条の入学志願者について、入学試験により選考し、合格者を決定する。

2 入学試験に関し必要な事項は、別に定める。

(入学手続き)

第33条 前条に規定する合格者で本学に入学しようとする者は、学長が指定する期日までに、別に定める書類を提出するとともに、条例に定める入学金を納付しなければならない。ただし、入学金の納付について、授業料等規則に基づき、免除及び納入期限の延長を認められた者については、この限りでない。

(入学の許可)

第34条 学長は、前条に規定する入学手続きを完了した者に対し、入学を許可する。

2 入学を許可された者は、学長が指定する期日までに、誓約書を提出しなければならない。

(再入学)

第35条 マイスター科に1年以上在学して退学した者が再び入学を願い出たときは、欠員のある場合に限り、教職員会議において選考の上、マイスター科の相当年次に再入学を許可することができる。

(転入学)

第36条 他の専修学校(専門課程に限る。)に在学している者が、本学に転入学を願い出たときは、教職員会議に

において選考の上、マイスター科に欠員がある場合に限り、相当年次に転入学を許可することができる。

(再入学等の手続き)

第37条 第35条及び第36条の規定に基づく再入学及び転入学の願い出、選考、入学手続き等については、第31条から第34条までの規定を準用する。

(転入学者等の修得すべき授業時数及び在学すべき期間の取り扱い)

第38条 第35条及び第36条の規定に基づき再入学及び転入学する者について、教職員会議は、その者の専修学校(専門課程に限る。)における既修得授業科目の全部又は一部を本学における授業科目の履修により修得したものと認定するとともに、入学後に履修しなければならない授業科目、修得しなければならない授業時数及び在学しなければならない期間を定める。

第5節 進級

(進級)

第39条 学長は、マイスター科の第1学年において、900時間以上の科目を修得した者について、教職員会議の議を経て、第2学年への進級を認める。

第6節 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第40条 疾病、その他やむを得ない事由によって、引続き2月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 学長は、疾病のために修学することが適当でないと認められる者について、教職員会議の議を経て休学を命じることができる。

(休学期間)

第41条 休学期間は1年以内とする。ただし、学長は、特別の事由があると認めるときは、1年を限度として休学期間の延長を許可することができる。

2 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、第17条又は第38条に規定する修業年限及び第19条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第42条 休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て、復学することができる。

(留学)

第43条 学生は、外国の大学その他これに相当する教育施設において修学するため、留学しようとするときは、学科主任を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教職員会議の議を経て、これを許可することができる。

3 教育上有益と認めるときは、前項の規定に基づき学生が留学して修得した学修については、第24条の規定を準用する。

(転学)

第44条 他の専修学校その他の教育施設への転学を志願しようとする者は、学科主任を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教職員会議の議を経て、これを許可する。

(退学)

第45条 退学しようとする者は、学科主任を経て、学長に願い出なければならない。

2 学長は、前項の願い出があったときは、教職員会議の議を経て、これを許可する。

(除籍)

第46条 学長は、次の各号の一に該当する者について、教職員会議の議を経て、除籍することができる。

- 一 第19条に規定する在学期間を超えた者
- 二 第41条第2項に規定する休学期間を超えてなお復学できない者
- 三 授業料及び入学金の納付を怠り、督促してもなお納入しない者
- 四 疾病その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者
- 五 死亡した者又は長期にわたり行方不明の者

第7節 修了及び称号

(修了)

第47条 学長は、マイスター科において、第17条又は第38条の規定に掲げる修業年限以上の期間在学し、第23条又は第38条の規定に掲げる授業時数以上を修得した者について、教職員会議の議を経て、マイスター科の修了の認定を行う。

- 2 修了を認定する時期は、学年の終わりとする。

(称号の授与)

第48条 学長は、人材育成部門を修了した者に、称号を授与することができる。

(修了証書・称号授与書)

第49条 学長は、修了を認定した者に修了証書・称号授与書を授与する。

- 2 修了証書・称号授与書の様式は、別に定める。

第8節 表彰及び懲戒等

(表彰)

第50条 学長は、成績優秀で他の模範となる学生について、教職員会議の議を経て、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第51条 学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があった場合において、教育上必要と認められるときは、教職員会議の議を経て、学生に対し懲戒を与えることができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学期間は、第19条に規定する在学期間に算入し、第17条又は第38条に規定する修業年限に算入しない。ただし、3月未満の停学期間は、修業年限に算入することができる。

第9節 科目等履修生

(科目等履修生)

第52条 学長は、本学において一又は複数の授業科目の履修の願い出があるときは、本学の教育研究に支障がない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、教職員会議の議を経て、科目等履修生に授業科目の授業時数を修了したことを認定し、又は第27条の規定を準用して換算された当該授業科目の単位を授与することができる。
- 3 その他科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第10節 研究生

(研究生)

第53条 学長は、本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究

に支障のない範囲において、選考により、研究生として入学を許可することができる。

2 その他研究生に関し必要な事項は、別に定める。

第11節 授業料、入学金及び入学試験料

(授業料、入学金及び入学試験料の額)

第54条 授業料、入学金及び入学試験料の額は、条例その他関係規則の定めるところによる。

2 学生（科目等履修生及び研究生を含む。）は、条例及び授業料等規則の定めるところにより、授業料を所定の日までに納付しなければならない。

(停学中の授業料及び退学する場合等の授業料)

第55条 停学期間中の授業料は、これを徴収する。

2 学期の途中で退学する場合に未納の授業料があるときは、当該学期の授業料の全額を徴収する。

第12節 健康診断及びスクールカウンセリング

(健康診断)

第56条 学校保健安全法第32条第3項の規定に基づき、健康診断を毎年1回実施する。

(スクールカウンセリング)

第57条 本学において、学生の抱える精神的、心理的な問題を解決するため、スクールカウンセリングを実施する。

2 スクールカウンセリングに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 出版物その他

(出版物)

第58条 本学において、学術報告その他の出版物を刊行することができる。

2 出版物に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第59条 この学則の条文の規定に定めがあるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、学長又は学長の委任を受けた職員が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、入学、入学試験料、入学金、委任に関する部分は、制定の日から施行する。

(経過措置)

2 前項ただし書の規定については、制定の日から平成16年3月31日までの間、第5条第2項中「学長は、必要があると認めるときは、教授会の議を経て」とあるのは「アカデミーを管理する者は、必要があると認めるときは」と、第33条中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、第34条中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、第35条第1項中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、同条第2項中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、第55条第1項中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、第56条第1項中「学長」とあるのは「アカデミーを管理する者」と、第61条中「学長又は学長の委任を受け職員」とあるのは「アカデミーを管理する者又はアカデミーを管理する者の委任を受けた職員」とする。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。（第29条第1項第2号改正）

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。（第8条第1項及び第3項改正）

附 則

この学則は、平成19年10月1日から施行する。（第25条第2項及び第3項改正）

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。（第24条、第25条改正）
（経過措置）
- 2 平成20年3月31日に在学するマイスター科学生に係る本学の修了の要件となる授業時数は、改正後の第24条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。（第2条第1項及び第2項、第4条第1項及び第2項、第5条第1項及び第2項、第5条の2第1項、第2項及び第3項、第9条、第12条第1項及び第2項、第13条第1項及び第2項、第13条の2第1項及び第2項、第17条第2項、第18条、第19条、第20条第1項及び第2項、第21条、第24条、第25条第1項及び第2項、第26条第2項及び第3項、第30条、第32条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条第2項、第43条第3項、第45条第2項、第46条第1項及び第2項、第47条第2項、第48条、第49条第1項、第2項及び第3項、第50条、第52条、第53条第1項及び第2項、第54条第1項及び第3項、第55条第2項、第59条改正）
（経過措置）
- 2 改正前の学則による教授会の決定は、改正後の教職員会議による決定とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。（第24条、第30条、第41条改正）
（経過措置）
- 2 平成31年3月31日に在学するマイスター科の学生に係る本学の修了の要件となる授業時数は、改正後の第24条及び第41条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。